

社会福祉法人交野市社会福祉協議会の役員等の報酬等に関する規程

[平成18年4月1日規程第2号]

改正 平成21年11月30日規程第3号

平成22年 3月31日規程第3号

平成23年 4月 1日規程第1号

平成23年10月28日規程第1号

平成29年5月22日規程第7号

第1条 この規程は、社会福祉法人交野市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等に対し支給する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規定において、役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

第3条 役員等に対し支給する報酬等は、次のとおりとする。

役職名	報酬額	費用弁償額
会長		
副会長		
常務理事	月額 313,900円	社会福祉法人交野市 社会福祉協議会旅費 規程の係長級以上の 職に準ずる額。
理事		
監事		
評議員		

2 常務理事が、交野市又は他の地方公共団体（以下「派遣団体」という。）から派遣を受けた者であるときは、当該常務理事に支給する報酬等は、派遣団体の規程の例による。

3 役員等が、会務のため会議等に出席したときは、1日につき1,500円の定額費用弁償を支給する。ただし、役員等から辞退届の提出があった場合は、この限りではない。

4 常務理事が、就業規則第4条に規定する事務局長を兼ねるときは、同条第1項に規定する報酬は支給せず、社会福祉法人交野市社会福祉協議会職員の給与に関する規則の例により、給与を支給する。

第4条 常務理事の勤務日等は、就業規則第3章に規定する職員の例による。

第5条 役員等に対する報酬の支給日は、社会福祉法人交野市社会福祉協議会職員の給与に関する規則第10条の規定に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(役員の報酬等に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人交野市社会福祉協議会の役員の報酬等に関する規程（平成13年4月1日）は、廃止する。

(平成22年4月1日から平成28年3月31日までの間における報酬月額に関する特例)

3 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの間における第2条第1項の規定による報酬の月額は、この規定にかかわらず、当該規定による報酬の月額に100分の98を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

附 則（平成21年規程第3号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第1号）

この規程は、平成23年10月28日から施行する。

附 則（平成29年規程第7号）

この規程は、平成29年6月16日から施行する。